

## 松川町交通安全推進協議会 次第

日 時 令和元年 5 月 9 日 (木)  
午後 6 時 00 分  
場 所 松川町役場 2 階 協議会室

1.開 会

2.挨 拶

3.自己紹介

4. 協議事項

(1) 松川町の交通事故発生状況について

(2) 令和元年度 松川町交通安全運動推進計画 (案) について…資料 1

(3) 令和元年度 春・秋の全国交通安全運動 (案) について…資料 2・3

(4) 各団体の取り組み状況と課題について

(5) その他

5. 閉 会

平成31年度松川町交通安全推進協議会委員名簿 (H31.4.1現在)

役職名	氏名	備考
会長(松川町長)	宮下 智博	
副会長(松川町議会議長)	米山 俊孝	
副会長(松川町交番所長)	小林 幸彦	
副会長(松川町交通安全協会会長)	北林 誠	
松川町副町長	吉澤 澄久	
松川町議会副議長	坂本 勇治	
松川町議会総務産業建設常任委員長	間瀬 重男	
松川町交通安全指導員会長	北島 正隆	
松川町区長会(大島地区代表)	中川 初俊	
松川町区長会(上片桐地区代表)	大澤 今男	
松川町区長会(生田地区代表)	林 貞喜	
松川高等学校長	小金 典子	
松川中学校長	渡邊 浩	
松川中央小学校長	上松 一成	
松川北小学校長	小林 嘉明	
松川町3校PTA連絡協議会長	山崎 明梨	
松川町保育園保護者会連合会長	小池 健太	
松川町日本赤十字奉仕団長	吉澤 良子	
松川町消防団長	大澤 彰実	
大島郵便局長	柳田 二郎	
みなみ信州農業協同組合 松川支所長	東田 誠	
松川町商工会長	小澤 文人	
㈱チャンネル・ユー常務	南島 誠	
松川町教育長	高坂 敏昭	
教育委員会こども課長	下井 昭二	
教育委員会こども課保育園係長	三宅 純子	
建設課長	小沢 雅和	
総務課長	田中 学	事務局長
総務課危機管理係長	川上 輝芳	事務局
総務課危機管理係主事	原 涼太	事務局

# 令和元年度 松川町交通安全運動推進計画（案）

松川町交通安全推進協議会

## 第1 基本方針

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、町民の交通安全意識を高め、推進機関・団体が連携して交通安全対策を推進し、交通事故のない「安全で快適な交通社会」の実現を目指す。

## 第2 スローガン 思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔 【長野県スローガン】

## 第3 重点事項

### 1 高齢者の交通事故防止

当町においては高齢者が第一当事者となる事故が発生してきており、県内でも交通事故死者全体に対する高齢者の割合は依然として多く、今後も増加が予想されることから、次により高齢者に対する総合的な対策を推進する。

- 家庭、地域、職場等における高齢運転者への声かけや高齢歩行者保護活動の推進
- 医療機関、行政窓口等における高齢者交通安全対策の推進
- 運転時の交差点等における「止まる・見る・確認する」、歩行・横断時における「止まる・見る・目立つ」の徹底
- 老人クラブ、地域会合等の機会における、寸劇を交えた心に残る交通安全教育などの参加・体験・実践型交通安全教育の受講促進
- 高齢者交通安全モデル地区を中心とした高齢者宅家庭訪問活動等による啓発活動の展開
- 運転免許証自主返納制度の周知と高齢運転者支援策の充実・強化

### 2 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

通学路・生活道路における交通事故防止と、高齢者、障がい者、子供等の交通弱者を中心として、全ての歩行者保護意識を徹底するため、次の事項を推進する。

- 横断歩道、交差点等における安全確認の徹底と運転者に対する歩行者保護意識の醸成
- 地域、学校、保護者、行政等が連携した継続的な通学路合同点検の推進
- 通学路・生活道路の安全性を高めるための、道路環境整備と交通規制の実施
- 児童・生徒・高齢者等を対象とした、安全な歩行・自転車利用等の交通安全教育による正しい交通ルールの浸透
- 幹線道路から通学路・生活道路への流入抑制（抜け道対策）及び速度抑制対策の推進

### 3 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車安全利用五則を含めた交通ルールの

遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗車中の交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- 交通ルール遵守の徹底とマナー向上対策の推進
- 交通ルールの遵守と違反に伴う罰則、危険走行による交通事故のリスク等、自転車運転者が負うべき社会的責任の周知徹底及び悪質・危険な利用者に対する指導、警告の強化
- 幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、一般、高齢者等、ライフステージに応じた交通安全教育活動の推進
- ヘルメット着用等による被害軽減効果の理解促進
- 自転車加害事故による賠償責任に対応するための賠償責任保険への加入促進
- 自転車運転者講習制度の周知と的確な運用
- 自転車通行環境整備の推進
- 歩行者等への配慮

#### 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルトの着用率は年々向上してきたが、四輪乗車中死者の38.7%が非着用で、非着用者の致死率(4.43%)は、着用者(0.27%)の約16倍となっており、依然として低い後部座席の着用率の向上など、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用等を徹底するため、次の事項を推進する。

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用・チャイルドシート使用の重要性・効果の周知徹底
- シートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の広報とシートベルトコンビンサー(模擬衝突体験機)等を活用した体験型交通安全教育の実施
- 家庭・職場等における着用チェックの推進
- チャイルドシートの正しい使用のための保護者意識の醸成
- 市町村、関係機関が連携した定期的な着用率調査の実施と結果公表
- シートベルト非着用・チャイルドシート不使用に対する指導取締りの推進

#### 5 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間にかけて、横断歩行者や自転車が関わる交通事故が多発しているほか、夜間の死者が全体の約4割を占めていることから、次の事項を推進する。

- 夕暮れ時のライトの早め点灯と走行用ライト(上向きライト)とすれ違い用ライト(下向きライト)のこまめな切り替え操作の励行
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための交通安全教育、広報啓発活動

### の推進

- 歩行者・自転車利用者に対する反射材、自発光材の普及と利用促進
- 道路照明・自発光式道路鋏・高輝度標識等の設置、信号機の LED 化などの交通安全施設の整備推進

## 6 飲酒運転の根絶

飲酒運転、危険ドラッグ等使用の運転は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結する悪質・危険な犯罪であることから、飲酒運転等による交通事故を根絶するため、次の事項を推進する。

- 飲酒運転、危険ドラッグ等薬物使用運転は危険性の高い悪質な犯罪であるという意識の徹底
- 家庭、地域、職場などにおける飲酒運転等を許さない環境づくりの推進
- 飲酒の機会における公共交通機関・自動車運転代行等の利用の推進
- 車両等運転者への酒類の提供禁止、飲酒運転車両への同乗の禁止の周知徹底

## 第 4 季別の運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動	5 月 11 日 (土) ~ 5 月 20 日 (月) (10 日間)
夏の交通安全やまびこ運動	7 月 22 日 (月) ~ 7 月 31 日 (水) (10 日間)
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日 (土) ~ 9 月 30 日 (月) (10 日間)
年末の交通安全運動	12 月 1 日 (日) ~ 12 月 31 日 (火) (31 日間)

## 第 5 啓発日

名 称	実 施 日
街頭指導 (安協・交通安全推進団体)	交通安全運動期間中
街頭指導 (安協理事・代議員)	毎月 5 日
街頭指導 (女性部)	毎月 20 日
街頭指導 (交通安全指導員)	毎月 15 日、25 日、運動期間中

## 第 6 交通安全標語

(全日本交通安全協会・毎日新聞社主催交通安全年間スローガン上位入賞作品から)  
[最優秀作]

- チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席 [同乗者を含む運転者向け]

- 危険だよ スマホに夢中の そこの君 [歩行者・自転車利用者向け]
- とび出さない いったんとまって みぎひだり [子供部門]

[その他の入選作から]

- 夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故 [同乗者を含む運転者向け]
- 全員の ベルトのカチャリが ゴーサイン [ " ]
- 身につける 夜道のお守り 反射材 [歩行者・自転車利用者向け]
- 点滅は 次の青まで 待つ合図 [ " ]
- ちゅういして くるまがくるかも まがりかど [子ども部門]
- 登下校 いつもの道こそ 要注意 [ " ]

## 第7 推進対策

### 1 交通安全運動実施計画の策定

推進機関・団体は、推進責任者を定め、地域・組織の実情に沿った具体的な実施計画を策定し、その徹底を図って運動への参加意識を高め、交通安全運動を推進する。

### 2 連携の強化

推進機関・団体は、相互に緊密な連携を保って効果的な交通安全活動を展開する。

### 3 広報活動の推進

テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディア、ウェブサイト（ホームページ、フェイスブック等）、関係機関・団体の機関紙（誌）・広報紙、地域に密着した有線放送、ケーブルテレビ等、あらゆる広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や季別の交通安全運動の重点等を広報する。

## 第8 交通事故多発時の緊急対策等

### 1 交通死亡事故多発非常事態宣言

交通死亡事故が一定期間連続発生して、町民の日常生活に大きな脅威を与える事態に至った場合は、「長野県交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱」に基づき「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令し、別に定める推進事項を積極的に推進し、交通死亡事故の抑止に努める。

### 2 交通死亡事故多発警報

死亡事故が短期間に連続発生する等「長野県交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱」に定める「交通死亡事故多発非常事態宣言」発令基準に達するおそれがある場合、「交通死亡事故多発警報」を発令し、注意喚起と交通安全意識の高揚を促すことで、更なる交通死亡事故の発生を抑止する。

### 3 特異事故等の発生に伴う再発防止対策

交通死亡事故、重大・特異事故等が発生した場合には、「交通死亡事故等現地診断

プロジェクトチーム設置要綱」に基づき、プロジェクトチームを設置して現地診断を行い再発防止の徹底を図るほか、上記以外の場合においても、交通事故の発生状況・原因により、関係機関・団体が連携・協力して再発防止に努める。

## 第9 運動の展開

### (1) 主体別の重点実践事項

主 体	重 点 実 践 内 容
運 転 者	<p>運転者としての社会的責任を自覚して、交通ルールを守るとはもとより、歩行者等への思いやりの心や運転者同士の譲り合いの心を持ち、交通マナーを高め、常にゆとりを持って安全運転に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「人優先」の交通安全思想の普及と交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践</li> <li>2. 歩行者、障がい者等の交通弱者保護意識の徹底及び道路環境に応じて速度を抑制した走行の徹底</li> <li>3. 横断歩道手前での減速及び歩行者等の有無の確認並びに横断歩行者がいる場合の一時停止の徹底</li> <li>4. 夕暮れ時のライトの早め点灯の実践と昼間点灯用 LED ライト活用の普及</li> <li>5. 夜間における走行用ライト（上向きライト）とすれ違い用（下向き）ライトのこまめな切り替えと速度抑制の推進</li> <li>6. 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</li> <li>7. 「飲酒運転四（し）ない運動」（飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗る人には飲ませない・飲んだ人には運転させない）の実践</li> <li>8. 運転中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション・スマートフォン等の画面注視禁止の徹底</li> <li>9. 交差点等における早めの合図と正しい右左折の徹底</li> <li>10. 安全な車間距離を保ち、他の通行の妨害となる行為を禁止し、ゆずり合って道路を利用する思いやり運転の推進</li> <li>11. 高齢運転者の身体機能変化などに応じた運転技能や知識習得の実践</li> <li>12. 高速道路利用時における「早め休憩」と高速道路における緊急時の3原則（路上に立たない、車内に残らない、安全な場所に避難する）の徹底</li> <li>13. 踏切における一時停止・確実な安全確認の励行と、トラブル時には、ためらうことなく非常ボタンを押すなどの踏切事故防止の徹底</li> <li>14. 「自動車安全利用五則」の周知と、道路環境に応じた安全な通行の徹底</li> </ol>

運 転 者	<p>【自動車安全利用五則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自転車は、車道が原則、歩道は例外</li> <li>②車道は、左側を走行</li> <li>③歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行</li> <li>④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）</li> <li>⑤子供はヘルメットを着用</li> </ul> <p>15. 自転車加害事故による賠償責任に対応するための賠償責任保険等の加入促進</p> <p>16. 自転車運転者講習制度の周知と的確な運用</p>
家 庭	<p>交通安全に果たす家庭の役割を再認識し、家族で交通安全について考える「交通安全は家庭から」の定着を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 「交通安全の日（毎月5日、20日）」を中心に、交通安全や交通事故防止、自宅近くの危険箇所、自転車の安全利用などについて、家族での話し合いの実践</li> <li>2. 子供、高齢者に対する外出時の交通安全についての声かけや注意喚起の実践</li> <li>3. 「飲酒運転四（し）ない運動」の実践</li> <li>4. 薄暮時から夜間外出の際の反射材、自発光材の普及と活用の促進</li> <li>5. 道路や駐車場では幼児の手を離さないなど、幼児に対する安全確保の実践</li> </ul>
地 域	<p>関係機関・団体と地域住民が一体となって運動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者等の重点対象を指定した対策や地域の交通事故実態等の地域特性に応じた交通事故防止活動の推進</li> <li>2. 子供、高齢者の見守り活動等を通じた交通安全意識の醸成</li> <li>3. 交通安全教室・住民大会等への参加、高齢者宅家庭訪問の実施等による交通安全意識の高揚と定着</li> <li>4. 通学路、生活道路等の交通危険箇所、交通安全施設に対する継続的な点検・整備の実施と道路管理者等への提言</li> <li>5. 高齢者に対する保護誘導活動の推進と老人クラブ交通安全部会、交通少年団等の交通安全リーダーの育成・支援</li> <li>6. 地域と酒類提供者等が一体となった飲酒運転の根絶</li> <li>7. 暴走をしない・させない・見に行かない地域環境の構築と、暴走行為の通報による暴走族追放気運の醸成</li> <li>8. 生活道路における路上駐車排除、降雪時の除雪等、道路環境の安全と円滑化の確保</li> </ul>



職 場	<p>事業者、安全運転管理者、運行管理者等による安全管理を徹底することにより交通安全意識の高揚を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 朝礼、点呼、行事等における安全運転ワンポイントアドバイスの実施</li> <li>2. 交通安全研修会等の開催</li> <li>3. 飲酒時の運転者管理の徹底（「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」の実践）</li> <li>4. シートベルト着用状況の点検及び指導の徹底</li> <li>5. 運転記録証明書（SDカード）を活用した安全運転管理</li> <li>6. 各種交通事故防止コンクールへの積極的な参加</li> <li>7. 運転適性診断、危険予測訓練、運転記録証明書等を活用した個別指導の実施</li> <li>8. ヤングドライバークラブ等の結成及び自主的活動の促進</li> <li>9. 暴走行為・ローリング行為等、無謀運転追放の徹底</li> </ol>
学 校	<p>生命尊重の理念に立って、的確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「交通安全教育指針」及び「学習指導要領」に基づく交通安全教育の実践</li> <li>2. 家庭、地域、交通安全推進団体等と連携した心に残る交通安全教室等の開催</li> <li>3. 暴走族加入阻止教育と離脱支援の推進</li> <li>4. 家庭・地域・行政と連携した、継続的な通学路合同点検及び交差点・横断歩道・踏切等の交通要点と危険箇所における歩行者・自転車利用の児童・生徒に対する指導の実施</li> <li>5. 登下校中の児童・生徒が当事者となった交通事故について、関係機関と連携した合同点検の実施とその結果を反映した交通安全教育の推進</li> <li>6. 正しい自転車の乗り方指導とヘルメット着用の徹底</li> <li>7. 自転車の点検整備の励行、自転車点検整備済証（TSマーク）の普及及び自転車賠償責任保険等の加入促進</li> <li>8. 児童会・生徒会による交通安全自主活動の展開</li> <li>9. 二輪・原付免許所持の高校生に対する二輪車実技講習の参加への指導</li> <li>10. 交通安全教育指導者研修会等への参加による指導者の指導力の向上</li> </ol>

保 育 園	<p>幼児に、正しい交通安全行動を身に付けさせるための交通安全教育を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的な交通ルールを習慣付けさせるための、寸劇や体験を取り入れた分かり易く心に残る交通安全教育の実施。</li> <li>2. 参観日等各種行事や連絡帳等による通信を活用した保護者等への啓発の推進</li> <li>3. 送迎時のチャイルドシート使用の徹底</li> <li>4. 保護者・関係者等が率先して幼児の見本となる、正しい交通安全行動の実践</li> <li>5. 幼児を自転車に同乗させる際のヘルメット着用の推進</li> <li>6. 道路や駐車場では幼児の手を離さないなど、幼児に対する安全確保の実践</li> <li>7. 自転車の基本的な特性を理解させるため、幼児からの自転車安全教育の推奨</li> </ol>
-------	--

(2) 関係機関・団体の主な推進事項

推進機関・団体	主 な 実 施 計 画
町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車・自転車運転者に対する交通ルールの遵守の徹底と、正しい交通マナーの浸透・実践に向けた諸対策の展開</li> <li>2. 関係機関・団体と連携した総合的な高齢者交通安全対策の推進及び運転免許証の自主返納者支援施策の推進</li> <li>3. 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、地区を指定した交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進</li> <li>4. 幼児から高齢者まで対象に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> <li>5. 交通公園やグラウンド等を利用した自転車教室の開催</li> <li>6. 交通安全運動への参加呼び掛けと各種イベントを活用した広報・啓発活動の推進</li> <li>7. 死亡・重大事故発生時の現地診断による再発防止対策の推進</li> <li>8. 学校・教育委員会と連携した安全な通学路確保のための点検と、交通事故現場の合同点検による再発防止対策の推進</li> <li>9. ヒヤリ・ハット地図作成等による地域交通安全対策の推進</li> <li>10. シートベルト・チャイルドシートの着用調査及び全座席着用に向けた広報・啓発活動の推進</li> <li>11. 乳幼児健診等の機会を活用した幼児交通事故防止及びシートベルト（後部座席）、チャイルドシート使用率向上対策の推進</li> <li>12. 夜間事故防止のための道路環境の整備、反射材・自発光材の</li> </ol>

町	<p>普及と活用の推進</p> <p>13. 研修会等による交通指導員、高齢者交通安全リーダーの育成及び街頭指導活動の推進</p> <p>14. 幼児交通安全クラブ・交通少年団等の育成及び支援</p> <p>15. 商店街・駅周辺の駐車（輪）場の整備及び放置自転車対策の推進</p> <p>16. 飲酒運転等の悪質・危険運転の追放と暴走族追放気運の醸成</p> <p>17. 「交通安全の日」における街頭活動の推進</p>
警 察	<p>1. 交通安全「私から！」運動の推進</p> <p>2. 関係機関・団体と連携した高齢者宅家庭訪問、地区を指定した交通安全対策等、高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <p>3. 参加・体験・実践型高齢者交通安全教育の推進</p> <p>4. 「交通安全の日」における街頭活動の推進</p> <p>5. 運転適性相談と臨時適正検査の効果的な運用</p> <p>6. 認知機能検査の結果を踏まえた、より効果的な高齢運転者対策の推進</p> <p>7. 運転免許証自主返納制度の周知と自治体等に対する支援施策要請の推進</p> <p>8. 関係機関・団体と連携した交通事故ゼロチャレンジ事業の推進</p> <p>9. 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進</p> <p>10. 「飲んだら泊まってって作戦」（飲酒運転根絶キャンペーン）の展開</p> <p>11. 交通安全教室等あらゆる機会を通じた「夜光反射材・自発光材」活用の促進</p> <p>12. 夕暮れ時のライトの早め点灯と走行用（上向き）ライトとすれ違い用（下向き）ライトのこまめな切り替え並びに薄暮時・夜間の時間帯における交通事故防止対策の推進</p> <p>13. 悪質・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進</p> <p>14. 通学路・生活道路の危険を誘発する横断歩行者妨害・通行禁止違反等の取締りの推進</p> <p>15. 暴走族の徹底検挙と関係機関・団体及び地域と連携した暴走族を許さない環境づくりの推進</p> <p>16. 自転車運転者に対する正しい通行ルール等を周知させる交通安全教育の推進</p>

<p>警察</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>17. 悪質・危険な自転車運転者に対する指導・警告の強化</li> <li>18. 安全で快適な自転車利用環境の創出</li> <li>19. 「ゾーン30」「歩車分離式信号」の整備による、通学路及び生活道路における交通安全対策の推進</li> <li>20. 関係機関と連携した通学路点検の実施</li> <li>21. 交通安全施設の整備</li> <li>22. 交通死亡事故発生に伴う緊急対策の実施及び現地診断結果等に基づく再発防止策の推進</li> <li>23. 運転者教育の効果的推進及び悪質・危険運転者の早期排除</li> <li>24. 関係機関・団体と連携した道路利用状態別の心に残る交通安全教育の推進</li> <li>25. 安全運転サポート車を利用した交通安全教室の開催</li> </ol>
<p>教育委員会 (小中学校) (高校)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童・生徒の発達段階に応じた心に残る交通安全教育の推進</li> <li>2. 交通安全教育指導者の指導力の向上を図る研修会等の開催</li> <li>3. 交通安全子供自転車大会への参加の促進</li> <li>4. 高校生の二輪車実技講習会の周知と全生徒への交通安全教育の実施</li> <li>5. 自転車利用者に対する交通ルールの遵守と交通マナーの実践指導の促進</li> <li>6. 自転車加害事故に対応する保険等への加入推奨</li> <li>7. 児童会・生徒会の交通安全自主活動に対する支援</li> <li>8. 交通事故ゼロチャレンジ事業への協力</li> <li>9. 関係機関と連携した通学路危険個所の点検並びに継続的な通学路安全対策の推進</li> <li>10. 登下校中の児童・生徒が当事者となった交通事故について、関係機関と連携した合同点検の実施と、再発防止対策の推進</li> <li>11. 小学生が主体的に取り組む「僕たち・私たちの交通安全宣言」事業への積極的取り組み</li> <li>12. シートベルト着用の重要性を児童・生徒等へ周知</li> </ol>
<p>道路管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故多発道路及び危険箇所等の交通安全施設整備の推進</li> <li>2. 関係機関・団体と連携した道路パトロールによる交通安全施設の点検整備の推進</li> <li>3. 夜間事故防止のための道路照明の設置等道路交通環境の整備促進</li> <li>4. 歩道の設置や歩道段差の解消など高齢者等交通弱者に配慮した道路交通安全対策及び通学路危険個所に対する交通安全対策の推進</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 道路情報の的確な把握及び積極的な情報提供の実施</li> <li>6. 過積載車両や車両制限令違反車両に対する、関係機関と連携した指導等による道路管理の徹底</li> <li>7. 自転車通行環境の整備の推進</li> <li>8. 全席シートベルト着用の啓発活動の実施</li> </ol>
<p>交通安全協会 交通安全指導員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「交通安全教育指針」に基づく参加・体験・実践型交通安全教育、寸劇等を交えた心に残る交通安全教育の実施と参加の推進</li> <li>2. 全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用徹底の広報及び街頭指導の実施</li> <li>3. 交通安全意識の高揚のための、機関紙(誌)の発行並びに各種広報資料の作成と配布</li> <li>4. 高齢者宅への家庭訪問指導、運転適正診断の実施及び交通安全教室の開催</li> <li>5. 夜光反射材や自発光材の活用及び視認性の高い服装の着用推進</li> <li>6. 夕暮れ時のライトの早め点灯の広報と自転車への点灯指導</li> <li>7. 「飲酒運転四（し）ない運動」、「ハンドルキーパー運動」の周知徹底及び交通安全教育等の推進</li> <li>8. 「交通安全子供自転車大会」、「二輪車安全運転大会」、「自転車安全教室」の開催等自転車並びに二輪車運転者等に対する交通安全教育の推進</li> <li>9. 通学路、その他地域の交通危険箇所に対する安全点検の実施及び道路管理者等関係機関への提言</li> <li>10. 危険箇所・通学通園路における指導・誘導活動の推進</li> <li>11. 広報車による交通安全広報・啓発活動の推進</li> <li>12. 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰</li> </ol>
<p>保 育 園 小中学校 PTA</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スクールゾーン、通学・通園路の点検と交通安全施設の整備の働き掛け</li> <li>2. 登下校・登降園時における街頭指導の充実</li> <li>3. チャイルドシート使用啓発の推進</li> <li>4. 家庭との連携を強化し、保護者の交通安全意識の高揚</li> <li>5. 幼児からの自動車交通安全教室の推奨</li> </ol>

商 工 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 路上駐車、歩道駐輪等の自粛・指導</li> <li>2. 商品・看板等路上はみ出し防止の自粛・指導</li> <li>3. 自動車及び自転車の駐車（輪）場の確保</li> <li>4. 給油客に対する交通安全「ひと声運動」の励行</li> <li>5. 運転者に「酒を出さない、飲ませない」の徹底</li> <li>6. 自動販売機による酒類の深夜販売の自主規制の徹底</li> <li>7. 「暴走族に給油しない」自主的運動の励行</li> </ol>
(株)チャンネル・ユー 等の報道機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者の交通事故防止、反射材・自発光材の普及・活用、シートベルト着用・チャイルドシート使用、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用等、特集を組んだ広報啓発</li> <li>2. 交通安全キャンペーン等定期的な広報啓発</li> <li>3. 季別交通安全運動の積極的な広報</li> </ol>
前記以外の団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織等の広報媒体を活用して町民に交通安全を広報啓発</li> <li>2. 高齢者と接する機会を利用した「高齢者交通安全ひと声運動」への参加</li> <li>3. 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート使用の広報啓発</li> <li>4. 夕暮れ時のライトの早め点灯の広報啓発</li> <li>5. 飲酒運転を許さない気運の醸成</li> <li>6. 自転車利用者への交通ルール遵守とマナー向上対策の推進</li> </ol>

# 平成31年 春の全国交通安全運動

平成31年松川町実施要項

## 期 間

平成31年5月11日（土）～5月20日（月）

## 目 的

広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。

## スローガン（長野県交通安全運動推進計画年間スローガン）

思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔

## 運動の重点

### 全国重点

1. 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - 交通死亡事故66件中、20件が歩行者（被害者）事故です。
  - 歩行者の交通事故死者のうち8割は道路を横断中でした。  
(交通事故統計は長野県内のH30年中)
    - ・夜間は走行用（上向き）ライトを活用して、歩行者等の早期発見に努めましょう。
    - ・歩行者の皆さんは、道路を横断する時は安全確認をしっかりとしましょう。
    - ・夜間の外出時は、明るい色の服装と反射材、自発光材等を活用しましょう。
2. 自転車の安全利用の推進
  - 自転車のルール違反を伴う交通事故が多く発生しています。
  - 自転車も車両です。責任を自覚してルールを守り安全利用に努めましょう
    - ・車道は、左側を通行
    - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
    - ・安全ルールを守る
      - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認、スマホを見ながらの運転は禁止
3. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 平成30年中に長野県内で発生した事故で、シートベルト非着用者の致死率は着用者の約1.6倍。

- ・シートベルト・チャイルドシートで助かる命があります。
- ・まずは大人が手本を示し、後部座席を含めたすべての座席で、正しく着用しましょう。
- ・シートベルトは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減します。
- ・近い距離でも、チャイルドシートは必ず使用しましょう。

#### 4. 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、重大事故の原因となり、被害者の人生を奪うとても悪質で危険な「犯罪」です。
- 飲酒運転は、自分の人生ばかりか、家族の暮らしまでも台無しにします。
  - ・職場・地域・家族、みんなが協力して、飲酒運転を「しない」、「させない」を徹底しましょう。
  - ・飲酒運転した人だけでなく「酒を提供した人」、「車を提供した人」、「同乗した人」も、厳しい処罰の対象です。



**ハンドルキーパー運動**を推進しましょう。  
 ハンドルキーパーとは、お酒を飲まないで、飲酒した仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

#### 長野県重点

##### 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

- 車両の運転者は、歩行者等を保護するという意識をしっかりと持ちましょう。
- 横断歩道の手前では安全確認を徹底し、横断者がいたら必ず止まりましょう。
- 幹線道路の抜け道に、生活道路を利用するのは控えましょう。
- 通学路・生活道路では速度を落とし、道路環境に応じた運転をしましょう。

☆「思いやり」を持って、子供と高齢者を交通事故から守りましょう。

☆次世代を担う子供たちに、大人が正しい交通ルールの手本を示しましょう。

☆70歳以上のドライバーは、高齢運転者標識を表示して安全運転に努めましょう。

☆横断歩道や交差点では、人も車も、しっかり安全確認しましょう。

☆小さなお子さんから目と手と心を離さず、周囲の大人がしっかり見守りましょう。

☆歩行・横断時における「止まる・見る・目立つ」を徹底しましょう。

5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

4のつく日（4日・14日・24日）は「シートベルト・チャイルドシート啓発の日」です。

毎月5日と20日は交通安全の日です。

事務局：松川町役場 総務課危機管理係  
 電話：36-7021（直通） FAX：36-5091



## ★期間中各団体の実施事項

### 【町】

1. 全町民に対し、本運動の参加と主旨の周知徹底
2. 子どもと高齢者等歩行者は「止まる・見る・目立つ」の実行により交通事故防止
3. 夜間の減速運転により、暗闇に潜む危険を予測し事故防止
4. 歩行者3ピカ運動「着る・持つ・履く」の推進
5. シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの正しい着用の啓発
6. 若年運転者に見られる速度超過の抑制と交通事故防止の徹底
7. 違法駐車車両の追放
8. 二輪車（自転車）の安全運転の徹底と交通事故防止の徹底
9. 無謀運転・暴走運転等行為者の追放
10. 飲酒運転の根絶
11. 街頭指導の実施（別紙による）
12. 有線放送、広報車による広報
13. ハンドルキーパー運動の推進
14. 生活道路における交通事故防止の徹底
15. 改正道路交通法の周知徹底
16. 参加・体験・実践型の交通安全教育等による交通ルールの理解向上と安全行動の実践
17. 道路環境の整備
18. その他町民の交通事故防止の全般

### 【交通安全協会】

1. 全会員に対し運動の参加と主旨を呼びかけ、末端まで周知
2. 子どもと高齢者等交通弱者に対するいたわり運転の推進
3. 夜間の交通事故防止のため、速度抑制と早め点灯の推進
4. 若年運転者に見られる速度超過の抑制と無謀運転による交通事故防止
5. シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
6. 違法駐車車両の追放
7. 飲酒運転の根絶
8. 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
9. 二輪車（自転車）の安全利用の推進と事故防止
10. 高齢運転者の交通事故防止
11. 街頭指導（人波作戦）の実施（別紙による）
12. 広報車による広報
13. 家族の外出前、交通事故防止について一声かける運動の推進
14. 夜光反射材を活用し夜間の交通事故防止
15. 家族の飲酒運転防止について徹底
16. 子どもの下校後・休日、高齢者家庭訪問の交通安全指導

17. ハンドルキーパー運動の推進
18. 生活道路の安全点検と危険箇所の改善の推進
19. 参加・体験・実践型の交通安全教育等による交通ルールの理解向上と安全行動の実践
20. 改正道路交通法の周知徹底
21. 交通安全施設等の点検
22. その他会員の交通安全意識の高揚と事故防止の全般

#### 【保育園】

1. 本運動の主旨の周知徹底
2. 正しい右側通行の指導
3. 物陰からの飛び出し防止の指導
4. 正しい道路横断の指導
5. 路上遊戯の危険と安全な遊び方指導
6. 映画等による視聴覚教育の充実
7. 保護者による街頭指導の実施（別紙による）
8. 交通安全教室の開催
9. チャイルドシート（ジュニアシート）の着用の必要性和正しい着用の徹底
10. その他幼児の交通事故防止全般

#### 【小・中学校】

1. 本運動への参加と主旨の周知徹底
2. 登下校、休日の交通事故防止指導
3. 路上遊戯の危険と安全な遊び方指導
4. 自転車の安全利用指導
5. ヘルメットの正しい着用の指導
6. 教職員による登下校時の街頭指導の実施
7. PTAによる街頭指導の実施（別紙による）
8. 交通安全教室の開催
9. その他教育の立場から生徒の交通事故防止の全般

#### 【高等学校】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 二輪車の速度抑制と交通事故防止の指導・教育
3. 交通違反の悪質性・危険性及び交通事故が及ぼす影響の重大性等について指導・教育
4. 生徒の運転免許、車輛の取得状況及び運転実態の把握
5. ヘルメットの正しい着用の指導
6. 登下校時の教職員による街頭指導の実施
7. その他高校生の交通事故防止の全般

#### 【各職場】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 子ども・高齢者等交通弱者の交通事故防止
3. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
4. 若年運転者に対する交通安全教育の強化
5. 二輪車の安全利用の徹底
6. 違法駐車車両の追放
7. 飲酒運転・無謀運転・暴走行為等の防止
8. 公・社用車両の始業点検実施
9. 朝礼・会議等を利用しての交通安全指導
10. 街頭指導の実施（別紙による）
11. ハンドルキーパー運動への参加
12. その他各職場に即応した交通事故防止の全般

#### 【公民館、商工会、身障協会、婦人会、各区・自治会、その他の団体】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 子ども・高齢者等交通弱者保護の徹底
3. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
4. 夜間の交通事故防止
5. 二輪車の安全利用の徹底
6. 若年運転者に対する交通安全意識向上の啓蒙
7. 正しい道路横断指導
8. 飲酒運転・無謀運転・暴走行為等の防止
9. 3ピカ運動「着る・持つ・履く」の推進
10. ハンドルキーパー運動への参加
11. 生活道路等の安全点検と危険箇所の把握

## 街頭指導について

### 1. 指導日

5月13日(月)・14日(火)・15日(水)・16日(木)・17日(金)・20日(月)

### 2. 協力団体の指導日

5/13	交通安全協会	5/14	交通安全推進協議会	5/15	小学校 PTA
5/16	中学校 PTA	5/17	保育園保護者会	5/20	役場職員

### 3. 指導場所

#### (1) 大島地区 12箇所

糺屋石油前交差点、東浦信号機交差点、広域農道山田宅前交差点、  
広域農道原田交差点、名子信号機交差点、役場前、伊那建設前交差点、  
日赤病院北交差点、丸茂タクシー前交差点、八十二銀行前交差点、  
増田屋商会前交差点、古町大下宅西交差点

#### (2) 上片桐地区 4箇所

松川高校西信号機交差点、北小学校西信号機交差点、北小学校校門前  
上片桐保育園信号機交差点、

#### (3) 生田地区 4箇所

福与三柱神社前交差点、福与交差点、生田支所前、部奈辻

### 4. 指導人員

1箇所へ1名以上

### 5. 指導時間

午前7時から8時頃までとし、指導場所を学童・園児が通過終了時まで。  
但し、勤務者にとっては勤務時間に間に合うよう繰り上げも可。

### 6. 街頭指導についての留意事項

- (1) 指導者本人が事故に遭わないよう特に注意。
- (2) 正しく右側を歩くよう指導。
- (3) 道路横断をする場合は必ず一旦止まり、手をあげ、左右の安全を確認した後に横断させる。
- (4) 子ども、高齢者の横断は特に気を付け、必要に応じて介添えをする。

7. 推進協委員の指導場所

大島地区

指導場所	指導者	
糺屋石油前交差点	総務課長	
東浦信号機交差点	大島区長	副町長
広域農道山田宅前交差点	安協上大島支会長	
広域農道原田交差点	中学校 PTA 会長	
名子信号機交差点	名子区長	中学校長
役場前	中央小学校長	中央小学校 PTA 会長 議会総務産業建設常任副委員長
伊那建設前交差点	安協名子支会長	建設課長
日赤病院北交差点	こども課長	みなみ信州農協 松川支所長
丸茂タクシー前交差点	商工会長	大島郵便局長
八十二銀行前交差点	上新井区長	議会議長
増田屋商会前交差点	議会総務産業建設常任委員長	
古町大下宅西交差点	古町区長	安協古町・上新井支会長

上片桐地区

指導場所	指導者	
松川高校西信号機交差点	松川高等学校長	日赤奉仕団長
北小学校西信号機交差点	安協上片桐支会長	消防団長
北小学校校門前	北小学校 PTA 会長	北小学校長
上片桐保育園信号機交差点	上片桐区長	チャンネル・ユ一常務

生田地区

指導場所	指導者	
福与三柱神社前交差点	福与区長	教育長
福与交差点	議会副議長	
生田支所前	生東区長	安協生田支会長
部奈辻	部奈区長	

\* 交通安全指導員の方は、期間中所定の場所で街頭指導をお願いします。

# 令和元年 秋の全国交通安全運動

令和元年松川町実施要項

## 期 間

令和元年9月21日（土）～9月30日（月）

## 目 的

広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

## スローガン （長野県交通安全スローガン）

思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔

## 運動の重点

1. 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - 横断歩道や交差点の近くではスピードを落とし、歩行者に注意して「思いやり運転」に努めましょう。
  - 幹線道路の抜け道に、生活道路を利用するのは控えましょう。
  - 歩行者の皆さんは、道路を横断するときは近くの横断歩道を利用して、安全確認をしっかり行いましょう。
  - 小さなお子さんから目と心を離さず、周囲の大人がしっかり見守りましょう。
  - 日没が早くなります。交通事故や犯罪被害からお子さんを守るために、早め早めの帰宅を促しましょう。
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
  - 暗くなると、ドライバーから歩行者・自転車が見えにくくなります。
  - ・夕暮れから夜間の外出時は、夜光反射材や自発光材を使用してドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
  - ・車や自転車も、夕暮れから早めに前照灯を点灯し、安全運転に努めましょう。
  - ・速度制限を守り、前照灯はハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。

～～自転車安全利用五則～～

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は、左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行。
- ④安全ルールを守る。
- ⑤子供はヘルメットを着用

3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○シートベルト・チャイルドシートは「命綱」です。

- ・後部座席を含めたすべての座席で、正しく着用しましょう。
- ・シートベルト着用・チャイルドシート使用で、守れる命を確実に守りましょう。
- ・シートベルトは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより、疲労を軽減するなど効果があります。
- ・貸切バス等に乗車する際にも、シートベルトをきちんと着用しましょう。

4. 飲酒運転の根絶

○飲酒運転は、重大事故の原因となり、被害者の人生を奪うとても悪質で危険な「犯罪」です。

○飲酒運転は、自分の人生ばかりか、家族の暮らしまでも台無しにします。

- ・職場・地域・家族、みんなが協力して、飲酒運転を「しない」、「させない」を徹底しましょう。
- ・飲酒運転した人だけでなく「酒を提供した人」、「車を提供した人」、「同乗した人」も、厳しい処罰の対象です。

**ハンドルキーパー運動**を推進しましょう。

ハンドルキーパーとは、お酒を飲まないで、飲酒した仲間を自宅まで送り届ける人のことです。



5. 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

- ・車両の運転者は、歩行者などを保護するという意識をしっかりと持ちましょう。
- ・横断歩道の手前では、スピードダウンと安全確認を徹底し、横断者がいたら必ず止まりましょう。

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

毎月5日と20日は交通安全の日です。

4のつく日（4日・14日・24日）は「シートベルト・チャイルドシート啓発の日」です。

事務局：松川町役場 総務課危機管理係  
電話：36-7021（直通） FAX：36-5091

## ★期間中各団体の実施事項

### 【町】

1. 全町民に対し、本運動の参加と主旨の周知徹底
2. 子どもと高齢者等歩行者は「止まる・見る・目立つ」の実行により交通事故防止
3. 夜間の減速運転により、暗闇に潜む危険を予測し事故防止
4. 歩行者3ピカ運動「着る・持つ・履く」の推進
5. シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの正しい着用の啓発
6. 若年運転者に見られる速度超過の抑制と交通事故防止の徹底
7. 違法駐車車の追放
8. 二輪車（自転車）の安全運転の徹底と交通事故防止の徹底
9. 無謀運転・暴走運転等行為者の追放
10. 飲酒運転の根絶
11. 街頭指導の実施（別紙による）
12. 有線放送、広報車による広報
13. ハンドルキーパー運動の推進
14. 生活道路における交通事故防止の徹底
15. 改正道路交通法の周知徹底
16. 参加・体験・実践型の交通安全教育等による交通ルールの理解向上と安全行動の実践
17. 道路環境の整備
18. その他町民の交通事故防止の全般

### 【交通安全協会】

1. 全会員に対し運動の参加と主旨を呼びかけ、末端まで周知
2. 子どもと高齢者等交通弱者に対するいたわり運転の推進
3. 夜間の交通事故防止のため、速度抑制と早め点灯の推進
4. 若年運転者に見られる速度超過の抑制と無謀運転による交通事故防止
5. シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
6. 違法駐車車の追放
7. 飲酒運転の根絶
8. 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
9. 二輪車（自転車）の安全利用の推進と事故防止
10. 高齢運転者の交通事故防止
11. 街頭指導（人波作戦）の実施（別紙による）
12. 広報車による広報
13. 家族の外出前、交通事故防止について一声かける運動の推進



14. 夜光反射材を活用し夜間の交通事故防止
15. 家族の飲酒運転防止について徹底
16. 子どもの下校後・休日、高齢者家庭訪問の交通安全指導
17. ハンドルキーパー運動の推進
18. 生活道路の安全点検と危険箇所の改善の推進
19. 参加・体験・実践型の交通安全教育等による交通ルール理解向上と安全行動の実践
20. 改正道路交通法の周知徹底
21. 交通安全施設等の点検
22. その他会員の交通安全意識の高揚と事故防止の全般

#### 【保育園】

1. 本運動の主旨の周知徹底
2. 正しい右側通行の指導
3. 物陰からの飛び出し防止の指導
4. 正しい道路横断の指導
5. 路上遊戯の危険と安全な遊び方指導
6. 映画等による視聴覚教育の充実
7. 保護者による街頭指導の実施（別紙による）
8. 交通安全教室の開催
9. チャイルドシート（ジュニアシート）の着用の必要性和正しい着用の徹底
10. その他幼児の交通事故防止全般

#### 【小・中学校】

1. 本運動への参加と主旨の周知徹底
2. 登下校、休日の交通事故防止指導
3. 路上遊戯の危険と安全な遊び方指導
4. 自転車の安全利用指導
5. ヘルメットの正しい着用の指導
6. 教職員による登下校時の街頭指導の実施
7. PTAによる街頭指導の実施（別紙による）
8. 交通安全教室の開催
9. その他教育の立場から生徒の交通事故防止の全般

#### 【高等学校】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 二輪車の速度抑制と交通事故防止の指導・教育
3. 交通違反の悪質性・危険性及び交通事故が及ぼす影響の重大性等について指導・教育
4. 生徒の運転免許、車輛の取得状況及び運転実態の把握
5. ヘルメットの正しい着用の指導
6. 登下校時の教職員による街頭指導の実施

## 7. その他高校生の交通事故防止の全般

### 【各職場】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 子ども・高齢者等交通弱者の交通事故防止
3. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
4. 若年運転者に対する交通安全教育の強化
5. 二輪車の安全利用の徹底
6. 違法駐車車の追放
7. 飲酒運転・無謀運転・暴走行為等の防止
8. 公・社用車輛の始業点検実施
9. 朝礼・会議等を利用した交通安全指導
10. 街頭指導の実施（別紙による）
11. ハンドルキーパー運動への参加
12. その他各職場に即応した交通事故防止の全般

### 【公民館、商工会、身障協会、婦人会、各区・自治会、その他の団体】

1. 本運動への参加呼びかけ、主旨の周知
2. 子ども・高齢者等交通弱者保護の徹底
3. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
4. 夜間の交通事故防止
5. 二輪車の安全利用の徹底
6. 若年運転者に対する交通安全意識向上の啓蒙
7. 正しい道路横断指導
8. 飲酒運転・無謀運転・暴走行為等の防止
9. 3ピカ運動「着る・持つ・履く」の推進
10. ハンドルキーパー運動への参加
11. 生活道路等の安全点検と危険箇所の把握

## 街頭指導について

### 1. 指導日

9月24日（火）・25日（水）・26日（木）・27日（金）・30日（月）

### 2. 協力団体の指導日

9/24	交通安全協会	9/25	交通安全推進協議会	9/26	保育園保護者会
9/27	小・中学校PTA	9/30	役場職員		

### 3. 指導場所

#### (1) 大島地区 12箇所

糺屋石油前交差点、東浦信号機交差点、広域農道山田宅前交差点、  
広域農道原田交差点、名子信号機交差点、役場前、  
伊那建設前交差点、日赤病院北交差点、丸茂タクシー前交差点、  
八十二銀行前交差点、増田屋商会前交差点、古町大下宅西交差点

#### (2) 上片桐地区 4箇所

松川高校西信号機交差点、北小学校西信号機交差点、北小学校校門前  
上片桐保育園信号機交差点、

#### (3) 生田地区 4箇所

福与三柱神社前交差点、福与交差点、生田支所前、部奈辻

### 4. 指導人員

1箇所へ1名以上

### 5. 指導時間

午前7時から8時頃までとし、指導場所を学童・園児が通過終了時まで。  
但し、勤務者にあっては勤務時間に間に合うよう繰り上げも可。

### 6. 街頭指導についての留意事項

- (1) 指導者本人が事故に遭わないよう特に注意。
- (2) 正しく右側を歩くよう指導。
- (3) 道路横断をする場合は必ず一旦止まり、手をあげ、左右の安全を確認した後に横断させる。
- (4) 子ども、高齢者の横断は特に気を付け、必要に応じて介添えをする。

7. 推進協委員の指導場所

大島地区

指導場所	指導者	
糎屋石油前交差点	総務課長	
東浦信号機交差点	大島区長	
広域農道山田宅前交差点	安協上大島支会長	
広域農道原田交差点	中学校 PTA 会長	
名子信号機交差点	名子区長	中学校長
役場前	中央小学校長	中央小学校 PTA 会長 議会総務産業建設常任副委員長
伊那建設前交差点	安協名子支会長	建設課長・副町長
日赤病院北交差点	こども課長	みなみ信州農協 松川支所長
丸茂タクシー前交差点	商工会長	大島郵便局長
八十二銀行前交差点	上新井区長	議会議長
増田屋商会前交差点	議会総務産業建設常任委員長	
古町大下宅西交差点	古町区長	安協古町・上新井支会長

上片桐地区

指導場所	指導者	
松川高校西信号機交差点	松川高等学校長	日赤奉仕団長
北小学校西信号機交差点	安協上片桐支会長	消防団長
北小学校校門前	北小学校 PTA 会長	北小学校長
上片桐保育園信号機交差点	上片桐区長	チャンネル・ユ一常務

生田地区

指導場所	指導者	
福与三柱神社前交差点	福与区長	教育長
福与交差点	交通安全協会長	議会副議長
生田支所前	生東区長	安協生田支会長
部奈辻	部奈区長	

\*交通安全指導員の方は、期間中所定の場所で街頭指導をお願いします。

## 松川町交通安全推進協議会規則

### (目 的)

第1条 この協議会は、松川町における交通安全運動の実施に関し関係団体相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的な企画及び推進について協議し、交通安全対策を効果的に推進することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この協議会は、松川町交通安全推進協議会という。

### (組 織)

第3条 この協議会は、会長1人、副会長3人及び委員をもって組織する。

### (役員の仕事)

第4条 会長は、松川町長をもって充て、協議会を統括する。

2 副会長は松川町議会議長及び松川町交番所長並びに松川町交通安全協会長をもって充てる。

3 委員は、組織する機関及び団体の中より会長が選出し、事業計画の策定及び推進について各般の意見を述べることができる。

### (協議会の委員)

第5条 この協議会の委員は、別表に掲げる機関及び団体をもって組織する。

### (会 議)

第6条 会議は、全て会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

### (事務局)

第7条 この協議会の事務局は、総務課に置く。

### (補 足)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

### 別表 (第5条)

松川町	4 (町長・副町長・建設課長・総務課長)
松川町議会	3 (議長・副議長・総務社会常任委員長)
松川町交番	1
松川町交通安全協会	1
松川町交通指導委員会	1
松川町区長会	3 (各代表区)
松川町教育委員会	3 (教育長・こども課長・保育園係長)
松川高等学校	1 (学校代表者)

松川中学校	1	(学校代表者)
松川中央小学校	1	(学校代表者)
松川北小学校	1	(学校代表者)
松川町3校PTA連絡協議会	1	
松川町保育園保護者会	1	
松川町日赤奉仕団	1	
松川町消防団	1	
大島郵便局	1	
みなみ信州農業協同組合	1	
松川町商工会	1	
(株)チャンネル・ユー	1	
その他町長が必要と認める者	若干名	

#### 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

## ○松川町交通安全条例

平成10年9月24日

条例第27号

### (目的)

第1条 この条例は、松川町における交通安全の確保に関する基本的理念と施策の基本を定めることにより、町民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 交通安全の確保は、町民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

2 交通安全の確保は、県あるいは国の交通安全対策に深くかかわっていることにかんがみ、町民の日常活動を通じて自主的かつ積極的に推進されなければならない。

### (町の責務)

第3条 町は、町民の交通安全意識の高揚や交通安全を確保するため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全対策の実施に努めなければならない。

2 町は、前項の対策の実施に当たっては、警察署、その他必要な関係機関団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図らなければならない。

### (町民の責務)

第4条 町民は、日常活動を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、町及び警察署・関係機関等が実施する交通安全対策に協力しなければならない。

### (良好な道路交通環境の確保等)

第5条 町は、交通安全を確保するため、交通安全施設を整備するなどして良好な道路交通環境を確保するように努めなければならない。

2 町長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係行政機関に対し必要な措置をとるよう要請するものとする。

### (交通安全教育の推進)

第6条 町長は、次の各号に掲げる対策を講じ、健全な交通社会人の育成を図るものとする。

- (1) 保育園児に、幼児教育や遊びを通じ交通安全意識を身に付けさせる。
- (2) 小・中学生に、学校生活を通じ安全な歩行の仕方及び自転車の安全利用を身に付けさせる。
- (3) 高校生に、運転者としての責任を自覚させる。
- (4) 高齢者に、各種機会をとらえ、あるいは訪問活動等の啓蒙を通じ、安全行動を身に

付けさせる。

(交通安全の確保に資する製品の利用の促進)

第7条 町長は、年少者用補助乗車装置、歩行補助車、反射材用品その他の交通安全の確保に資する製品の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全推進協議会の設置)

第8条 町は、警察署及び関係機関等と連携を図り、交通安全対策を効果的に推進するため、松川町交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は交通安全対策を推進し、交通事故防止を図る。

(交通安全指導員の委嘱)

第9条 町長は、町民の自主的な交通安全活動を促進するため、交通安全指導員(以下「指導員」という。)を委嘱することができる。

2 指導員は、交通事故の発生を未然に防止するため、交通安全教育及び街頭啓発活動を実施するほか、条例の目的を達成するため必要な活動を行う。

(団体への助成等)

第10条 町は、交通関係団体がこの条例の目的達成のため行う、地域における交通事故防止活動、その他交通安全の確保に関する活動の促進を図るため、助成等の支援を行うことができる。

(広報の実施及び情報の提供)

第11条 町は、町民に対し交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供する。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第12条 町は、交通死亡事故又は特定の区間(地域)に集中的に発生する事故(以下「交通死亡事故等」という。)の発生した場合、現地調査を実施して総合的な事故防止対策会議を開催し、現地の状況によって専門家の意見を求める。

(体制の整備)

第13条 町は、交通安全の確保に関する施策を積極的に推進するため、交通安全対策を担当する課の充実を図るものとする。

(団体等に対する顕彰)

第14条 町は、交通安全の確保について功労のあった団体、あるいは個人に対して顕彰することができる。

(委任)



第15条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。